



Ⅲ 生活衛生編

- 1 環境衛生
- 2 食品衛生
- 3 動物衛生
- 4 医務・薬事
- 5 衛生試験所の業務



1 環境衛生

市民の日常生活に密接な関係がある公衆浴場，旅館，興行場，理・美容所，クリーニング所など環境衛生営業施設に対して，関係法令に基づく許認可および各種届出受理業務を行うとともに，主として公衆衛生の見地から監視指導を実施し，これらの営業施設の衛生水準の維持向上に努めている。

家庭，地域等における良好な生活環境に係る市民からの相談については，空き地の雑草の刈り取り，ハチの巣の除去などの害虫駆除が大半を占めている。

(1) 施設および監視指導

① 営業施設

・旅館等

本年度の新規申請の件数は14施設であり，新增設が2施設，営業者の変更によるものが6施設，用途変更によるものが6施設であった。

旅館，ホテル営業等に対する監視指導については，客室などの衛生指導を実施している。

・理容所，美容所，クリーニング所

理容所については新規4施設，廃止10施設であり営業施設は326施設，美容所については新規35施設，廃止23施設であり，営業施設は662施設である。立入検査は，器具などの消毒指導を重点に行っている。

クリーニング所については，新規5施設，廃止27施設であり，営業施設は192施設である。立入検査については，特に水質汚濁防止法・下水道法の規制対象であるテトラクロロエチレンなどの溶剤を使用するクリーニング所に対し，廃液処理装置の管理など溶剤の適正な処理方法について重点的に指導を行っている。

・公衆浴場

公衆浴場の営業施設は49施設であり，法および条例等に定める衛生保持の状況を調査し，不適合施設については改善指導を行っている。

② 水道施設

水道法の適用を受ける簡易専用水道については厚生労働大臣の登録検査機関からの報告書により維持管理の把握を行い，必要に応じて立入検査を実施し，維持管理についての指導を行っている。

また，専用水道については，適正な水質管理を行っているか等，立入検査を実施している。

③ プール

「函館市遊泳用プール衛生指導要領」に基づき，設置者から提出される報告書により維持管理の把握を行い，必要に応じて立入検査を実施し，プールの適正管理についての指導を行っている。

表1 環境衛生関係施設数および監視指導数（各年度末現在）

区 分	施設数	新規 (許可・届出)	廃止	監視指導施設数		
				実数	延数	
令和元年度	2,311	85	64	274	274	
令和2年度	2,323	81	69	277	277	
令和3年度	2,325	76	74	231	231	
営業 関係	旅館・ホテル	149	8	4	12	12
	簡易宿所	84	6	2	7	7
	業下宿	5	-	-	-	-
	興行	2	-	-	-	-
	映画館	2	-	-	-	-
	スポーツ施設	2	-	-	-	-
	その他	6	-	-	1	1
	理容所	326	4	10	4	4
	美容所	662	35	23	37	37
	クリーニング所※	192	5	27	5	5
	コインオペレーション	75	8	3	8	8
	公衆浴場	19	-	-	19	19
	浴場	30	1	1	1	1
水道 施設	専用水道	3	-	-	3	3
	簡易専用水道	452	5	2	5	5
	井戸等	-	-	-	-	-
その他	畜舎・家きん舎	10	-	-	-	-
	化製場	1	-	-	-	-
	魚介・鳥類等製造貯蔵	2	-	-	-	-
	死亡獣畜取扱場	2	-	-	-	-
	墓地	83	-	-	-	-
	火葬場	4	-	-	-	-
	納骨堂	74	-	-	-	-
	特定建築物	134	4	1	124	124
プール	8	-	1	5	5	

※無店舗取次店を含む。

④ 温泉

温泉法に基づき、温泉利用施設の立入検査を実施している。

表2 温泉利用許可件数および立入検査数（各年度末現在）

区 分	温泉利用許可件数			立入検査数	
	許可件数	新規	廃止	実数	延数
令和元年度	637	26	7	5	5
令和2年度	619	19	37	3	3
令和3年度	637	20	2	3	3
宿泊施設	400	20	-	3	3
公衆浴場	152	-	2	-	-
老人福祉施設	58	-	-	-	-
病院・リハビリ施設	4	-	-	-	-
プー ル	-	-	-	-	-
レジャー施設	1	-	-	-	-
手・足湯	6	-	-	-	-
その他	16	-	-	-	-

(2) 市民相談

令和3年度の市民相談処理件数は231件であり、ハチに関する相談が大半で、駆除の指導や駆除業者の紹介を行っている。また、空き地の管理に関する相談については、土地所有者や管理者に対し草刈りなどの指導を行っている。

表3 市民相談処理状況

区 分	ねずみ・昆虫等					飲料水	空き地 管理	その他	計
	ドカ の毛虫	その他 の毛虫	スズメバチ	その他 のハチ	その他				
令和元年度	-	3	43	94	46	-	69	5	260
令和2年度	-	12	50	134	36	-	72	1	305
令和3年度	2	29	49	47	23	-	80	1	231

(3) 「函館市空き地の雑草等の除去に関する条例」の制定・施行

空き地の雑草等を除去し良好な衛生環境を確保することにより、健康で住みよい生活環境の保持および向上に寄与することを目的とし、「函館市空き地の雑草等の除去に関する条例」を平成11年7月に制定し、平成11年9月1日から施行している。

2 食品衛生

「食品」は、私たちの生命の源であり、健康の保持・増進に欠かせないものである。そのため、その安全性の確保は、市民の関心が高く重要な問題である。

食品の安全性の確保については、製造・流通技術の進歩や衛生管理体制の強化などにより、一定の成果が見られるが、腸管出血性大腸菌、カンピロバクター等の細菌性食中毒やノロウイルスなど感染性の高いウイルス性食中毒の発生が依然として続いているほか、異物混入事例や苦情が絶えないなど、さらなる対策強化が求められているところである。

また、食品産業の発展に伴い、商品の多様化や製造工程の複雑化が進んでいるほか、輸送技術等の発達に伴う流通の広域化、輸入食品の増加など、食品を取り巻く環境も常に変化しており、これらの変化に対応できる総合的で効果的な対策が喫緊の課題となっている。

このため、国は関係省庁の連携強化をはじめ、様々な対策を進めており、本市においても、食品に起因する市民の健康被害を未然に防止するため、食品の製造・加工・販売施設や給食施設等に対し、食品衛生監視員による監視指導を実施するとともに、市内で製造または流通している食品の収去検査や調理従事者・一般市民を対象とした食品衛生講習会を通じての食品衛生に関する知識の啓発、食中毒警報の発令による注意喚起等を実施している。

また、令和3年6月に改正食品衛生法が施行され、食品衛生法に基づく営業許可制度の見直しやHACCPに沿った衛生管理が義務化されたことから、その周知、徹底を図っている。

(1) 監視指導対象施設数

食品衛生法に基づく許可施設5,261施設、届出施設1,974施設、その他の施設数289施設、以上の合計7,524施設が監視指導対象となっている。

(2) 監視指導状況

食品における事故発生防止を第一として市民に安全な食品の提供を図るため、食品衛生法に基づき、延べ1,706施設、その他延べ51施設の計1,757施設に対し監視指導を実施した。

表1 旧食品衛生法※に基づく許可施設数および監視指導延施設数（各年度末現在）

※令和3年6月施行前の食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）のこと。

区 分	施設数	許可件数		期限切れ・ 廃止件数	監視指導 延施設数
		更新	新規		
令和元年度	6,491	648	603	639	3,640
令和2年度	6,484	779	676	683	2,637
令和3年度	4,303	-	109	1,083	929
飲食店営業	3,000	-	81	747	404
喫茶店営業	50	-	3	17	34
菓子製造業	305	-	5	102	80
あん類製造業	1	-	-	-	2
アイスクリーム類製造業	8	-	1	4	5
乳処理業	3	-	-	-	7
乳製品製造業	16	-	-	5	19
乳類販売業	-	-	5	3	32
食肉処理業	13	-	-	4	7
食肉販売業	198	-	4	39	54
食肉製品製造業	11	-	-	3	16
魚介類販売業	354	-	8	87	89
魚介類せり売り営業	5	-	-	3	1
魚肉ねり製品製造業	18	-	-	4	23
食品の冷凍又は冷蔵業	108	-	-	25	61
清涼飲料水製造業	4	-	-	1	4
乳酸菌飲料製造業	1	-	-	-	4
氷雪製造業	13	-	-	2	-
氷雪販売業	-	-	-	-	-
食用油脂製造業	1	-	-	2	4
マーガリン又はショートニング製造業	-	-	-	-	-
みそ製造業	6	-	-	1	-
醤油製造業	1	-	-	-	-
ソース類製造業	14	-	-	-	3
酒類製造業	3	-	-	-	-
豆腐製造業	5	-	-	-	1
納豆製造業	1	-	-	-	1
めん類製造業	15	-	-	-	6
そうざい製造業	132	-	2	33	66
かん詰又はびん詰食品製造業	12	-	-	-	4
添加物製造業	5	-	-	1	2

表2 改正食品衛生法*に基づく許可施設数および監視指導延施設数（各年度末現在）

※令和3年6月施行後の食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）のこと。

区 分	施設数	許可件数		期限切れ・ 廃止件数	監視指導 延施設数
		更新	新規		
令和元年度	-	-	-	-	-
令和2年度	-	-	-	-	-
令和3年度	958	-	969	11	581
飲食店営業	678	-	687	9	323
調理の機能を有する自動販売機により調理し、調理された食品を販売する営業	-	-	-	-	-
食肉販売業	17	-	17	-	11
魚介類販売業	46	-	46	-	15
魚介類競り売り営業	3	-	3	-	2
集乳業	-	-	-	-	-
乳処理業	-	-	-	-	-
食肉処理業	2	-	2	-	3
菓子製造業	83	-	84	1	85
アイスクリーム類製造業	4	-	4	-	5
乳製品製造業	5	-	5	-	3
清涼飲料水製造業	1	-	1	-	1
食肉製品製造業	1	-	1	-	1
水産製品製造業	75	-	75	-	85
冰雪製造業	2	-	2	-	1
液卵製造業	-	-	-	-	-
食用油脂製造業	1	-	1	-	-
みそ又はしょうゆ製造業	2	-	2	-	2
酒類製造業	2	-	2	-	3
豆腐製造業	-	-	-	-	-
納豆製造業	-	-	-	-	-
麺類製造業	2	-	2	-	2
そうざい製造業	20	-	21	1	24
複合型そうざい製造業	-	-	-	-	-
冷凍食品製造業	-	-	-	-	-
複合型冷凍食品製造業	-	-	-	-	-
漬物製造業	5	-	5	-	4
密封包装食品製造業	-	-	-	-	-
食品の小分け業	8	-	8	-	10
添加物製造業	1	-	1	-	1

表3 営業届出施設等の施設数および監視指導件数（各年度末現在）

区 分	施設数	監視指導 延施設数
令和元年度	100	112
令和2年度	102	89
令和3年度	2,264	249
営業届出施設	1,974	196
集団給食施設	69	8
その他	1,905	188
その他の施設	289	51
と畜場	1	2

(3) 食品検査

食中毒等の食品事故が発生しやすい夏期や、食品が短期間に集中する年末を中心に、販売店や製造施設から市内に流通する食品を収去し、食品添加物の使用基準や食品の成分規格等、法の基準への適合を確認するため行政検査を行った。

令和3年度は90検体を検査した結果、2件の表示違反があったが、細菌検査等については、基準違反はなかった。

表4 食品の収去検査等結果(令和3年度)

区 分	収 去 検体数	細菌検査		添加物検査		残留農薬検査		放射性物質検査		その他の検査	
		試験 件数	違反 件数	試験 件数	違反 件数	試験 件数	違反 件数	試験 件数	違反 件数	試験 件数	違反 件数
魚介類	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
魚介類加工品	6	6	-	6	-	-	-	-	-	4	-
冷凍食品	6	-	-	-	-	6	-	-	-	-	-
肉卵類および その加工品	10	10	-	8	-	-	-	-	-	-	-
穀類および その加工品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
野菜類・果実 および加工品	35	2	-	8	-	21	-	6	-	2	-
菓子類	4	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
清涼飲料水	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
酒精飲料	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
缶詰・瓶詰食品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
乳	4	4	-	-	-	-	-	-	-	4	-
乳製品	3	2	-	2	-	-	-	-	-	2	-
アイスクリーム 類および氷菓	2	2	-	-	-	-	-	-	-	1	-
その他の食品	18	18	-	16	-	-	-	-	-	-	-
計	90	50	-	40	-	27	-	6	-	13	-

(4) 苦情処理

市民等から寄せられた苦情に対し、科学的な根拠に基づき、迅速な対応と解決にあたっている。令和3年度の苦情件数は31件であった。

表5 苦情処理件数(令和3年度)

区 分		総数	異物	カビ	腐敗 変敗	異味 異臭	表示	取扱い	その他
総 数		31	9	3	-	3	2	6	8
食 品	魚介類	2	-	-	-	1	-	-	1
	魚介類加工品	4	2	1	-	-	1	-	-
	冷凍食品	-	-	-	-	-	-	-	-
	肉卵類およびその加工品	1	-	-	-	-	-	-	1
	穀類・野菜類・果物 およびその加工品	4	2	-	-	1	-	1	-
	菓子類	4	1	2	-	-	1	-	-
	清涼飲料水・酒精飲料	-	-	-	-	-	-	-	-
	缶詰・瓶詰食品	1	1	-	-	-	-	-	-
	乳・乳製品・アイス クリーム類・氷菓	2	1	-	-	-	-	-	1
	その他の食品	11	2	-	-	1	-	4	4
添加物		-	-	-	-	-	-	-	-
器具・容器包装		-	-	-	-	-	-	-	-
おもちゃ		-	-	-	-	-	-	-	-
施設		2	-	-	-	-	-	1	1

(5) 食中毒

令和3年は、函館市内で食中毒は発生しなかった。

表6 函館市内における食中毒発生状況

区 分	発生件数	患者数	死者数	原因場所				
				飲食店	旅館	家庭	その他	不明
令和元年	-	-	-	-	-	-	-	-
令和2年	1	1	-	-	-	1	-	-
令和3年	-	-	-	-	-	-	-	-

※詳細については、食中毒統計 (P. 80) 参照

(6) 食肉検査

と畜場法に基づき、消費者に安全な食肉を提供するため、食肉検査所（西桔梗町555番地5）において、獣畜の生体から食肉になるまでの検査を全頭実施している。（表7）

食品衛生法およびと畜場法の改正により、令和3年6月1日からと畜場におけるHACCPに基づく衛生管理が完全義務化されたため、と畜検査員が日常的に外部検証を実施することにより、施設の衛生管理や衛生的なと殺・解体処理が行われるよう助言・指導している。

なお、と畜検査のながれは、次のとおりである。

- ① 獣畜の搬入（牛、馬、豚、めん羊および山羊の5種類）
- ② 生体検査（人獣共通感染症等の疾病の有無）
- ③ 解体検査（内臓の検査を行い、必要に応じ精密検査を実施し、食用不適時は廃棄処分）
- ④ 枝肉検査（枝肉の検査を行い、必要に応じ精密検査を実施し、食用不適時は廃棄処分）
- ⑤ 合格・検印
- ⑥ 枝肉・内臓を搬出して食肉販売業者を通じ消費者へ

また、伝達性海綿状脳症（TSE）^注のスクリーニング検査を、牛については平成13年10月18日から、めん羊および山羊については平成17年10月1日から実施している。（表8）検査は、延髄を材料としてエライザ法（酵素免疫測定法）により行い、異常プリオンの有無を確認するものである。

（注）平成17年10月1日に法が改正され、牛海綿状脳症を伝達性海綿状脳症に、BSEをTSEに名称を変更し、めん羊および山羊に関することが追加された。

表7 食肉検査状況

区 分	総 数	牛		馬		豚	めん羊 山 羊
		牛	こ牛	馬	こ馬		
令和元年度	33,477	7,124	10	4	-	26,069	270
令和2年度	34,620	7,041	6	7	-	27,313	253
令和3年度	38,946	6,504	8	1	-	32,193	240

表8 TSEスクリーニング検査結果

区 分	畜種	検査頭数	陰性頭数	陽性頭数
令和元年度	牛	2	2	-
	めん羊・山羊	-	-	-
令和2年度	牛	-	-	-
	めん羊・山羊	-	-	-
令和3年度	牛	-	-	-
	めん羊・山羊	-	-	-

※牛の検査対象

平成29年4月1日から：生体検査において原因不明の神経症状または全身症状を示す24か月齢以上の牛

※めん羊および山羊の検査対象

平成28年6月1日から：生体検査において異常行動や運動失調等の臨床症状を呈するめん羊および山羊

(7) 衛生教育

食品衛生思想の啓発を図るため、食品関係者や一般市民に対する衛生教育を実施した。

表9 衛生講習会実施状況(令和3年度)

対象者	実施回数	受講者数
食品関係従事者	6	203
一般市民	1	33
計	7	236

3 動物衛生

「狂犬病予防法」および「函館市犬による危害の防止等に関する条例」に基づき、犬による人畜に対する危害および環境汚染を防止するため、各種事業を実施している。また、「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、犬および猫の引取りを実施している。

その他に、「化製場等に関する法律」に基づき、化製場等の施設に対して監視指導を実施している。

(1) 畜犬の登録・予防注射等

畜犬の登録および狂犬病予防注射を、市内委託動物病院や狂犬病予防注射期間中には集合注射会場を定め、実施している。また、飼い主に狂犬病について理解してもらい、未登録・未注射犬が生じないように指導している。

表1 畜犬登録数

区分	畜犬登録数	予防注射数
令和元年度	14,381 [641]	7,077
令和2年度	14,135 [693]	6,913
令和3年度	14,018 [701]	6,672

(注) []内は新規登録頭数

(2) 畜犬に関する相談・苦情

畜犬に関する相談・苦情のうち多い順に、捕獲依頼36件、鳴き声の指導2件、放し飼いの指導1件、その他糞尿等の指導3件、合計42件であった。

表2 畜犬に関する苦情状況

区分	苦情処理					咬傷事件	動物の愛護及び管理に関する法律第35条第1項の規定に基づく引取		動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項の規定に基づく引取	
	捕獲依頼	鳴き声指導	放し飼い指導	その他糞尿等指導	犬		猫(参考)	犬※1	猫(参考)	
										犬
令和元年度	85	60	8	6	11	2	-	-	42	36
令和2年度	59	44	4	2	9	4	-	-	41	52
令和3年度	42	36	2	1	3	2	3	6	42	20

※1 狂犬病予防法に基づく抑留犬を含めている。

(3) 施設および監視指導

「化製場等に関する法律」に基づく施設は、化製場1、死亡獣畜取扱場2、第8条準用施設2の計5施設があり、畜舎については指定区域内に厩舎5、山羊舎1、犬4の合計10施設があった。これらの施設から悪臭やハエが発生しないように衛生管理指導を行っている。

4 医務・薬事

医務・薬事等関係施設に対して、関係法令に基づく許認可および各種届出受理業務を行うとともに、立入検査を実施し医療等水準の維持向上に努めているほか、医師・歯科医師・薬剤師・看護師等医療従事者の各種免許申請等についての受付業務を行っている。

また、医療安全支援センター（医療相談窓口）を開設し、医療に関する相談業務を行っているほか、献血推進および薬物乱用防止のための啓発活動等の業務を行っている。

(1) 医務関係

① 施設および立入検査

市内の医務関係施設数および立入検査数の内訳は、次のとおりである。

表 1 医務関係施設数および立入検査数(各年度末現在)

区 分	施 設			立 入 検 査	
	施設数	新 規 (許可・届出)	廃 止	施設数	延 数
令 和 元 年 度	669	34	30	35	35
令 和 2 年 度	669	27	27	-	-
令 和 3 年 度	664	31	36	-	-
病 院	27	-	-	-	-
診 療 所	208	10	13	-	-
歯 科 診 療 所	124	5	8	-	-
助 産 所	3	-	-	-	-
あ ん 摩 施 術 所 はり・きゅう	135	11	10	-	-
柔 道 整 復 施 術 所	91	3	3	-	-
歯 科 技 工 所	71	1	2	-	-
衛 生 検 査 所	5	1	-	-	-

② 医務免許関係処理件数

免許申請等の内訳は、次のとおりである。

表2 医務免許関係処理件数（各年度末現在）

区 分	総 数	免許申請	書換交付	再 交 付	そ の 他
令和元年度	579	343	202	30	4
令和2年度	502	296	178	22	6
令和3年度	564	320	214	18	12
医 師 法	23	8	5	-	10
歯 科 医 師 法	2	1	-	-	1
薬 剤 師 法	20	10	8	1	1
保健師助産師看護師法	369	202	157	10	-
診療放射線技師法	5	4	1	-	-
臨床検査技師等に関する法律	12	7	5	-	-
理学療法士・作業療法士法	56	41	13	2	-
視 能 訓 練 士 法	3	3	-	-	-
栄 養 士 法	72	43	24	5	-
母 体 保 護 法	2	1	1	-	-

注) 表に掲載するほか、令和3年度において准看護師の受験願書22件を受け付けている。

③ 医療安全支援センター（医療相談窓口）における相談件数

医療に関する相談等の件数は、次のとおりである。

表3 医療相談件数

区 分	総 数	病 院	診療所	歯 科 診療所	薬 局	その他
令和元年度	171	76	53	10	-	32
令和2年度	136	62	45	-	-	29
令和3年度	160	79	50	-	-	31

(2) 薬事関係

① 施設および立入検査

市内の薬事関係施設数および立入検査数の内訳は、次のとおりである。

表4 薬事関係施設数および立入検査数（各年度末現在）

区 分	施 設			立 入 検査数
	施 設 数	新 規 (許可・届出)	廃 止	
令和元年度	1,839	65	54	116
令和2年度	1,836	52	55	9
令和3年度	1,865	87	63	37
1 薬局	174	17	17	7
2 医薬品販売業				
(1) 卸売販売業	40	2	1	3
(2) 薬種商販売業	-	-	-	-
(3) 配置販売業	16	-	1	-
(4) 店舗販売業	75	3	3	10
(5) 特例販売業(1種)	5	-	-	-
(6) 特例販売業(2種)	-	-	-	-
3 医薬品製造業				
(1) 専業	2	-	-	-
(2) 薬局	4	-	-	-
4 医薬部外品製造業	-	-	-	-
5 医療機器製造業	-	-	-	-
6 医療機器販売業				
(1) 高度管理医療機器	191	26	9	11
(2) 管理医療機器	1,068	18	10	-
7 毒物・劇物輸入業・製造業	2	-	-	-
8 毒物劇物販売業				
(1) 一般販売業	101	4	3	-
(2) 農業用品目販売業	9	2	1	-
(3) 特定品目販売業	9	-	-	-
9 届出を要する毒物劇物業務上取扱者	1	-	-	-
10 麻薬取扱施設(卸・小売業者)	158	15	18	5
11 覚醒剤施用機関	-	-	-	-
12 覚醒剤原料取扱者	4	-	-	1
13 化粧品製造業	6	-	-	-
14 その他(学校,農家等)	-	-	-	-

② 麻薬および覚醒剤

麻薬および向精神薬取締法，覚醒剤取締法に基づく許認可等の業務取扱状況は，次のとおりである。

表5 麻薬および向精神薬取締法，覚醒剤取締法に基づく許可業務取扱状況

区 分	総 数	免許指 定申請	変更届	業 務 廃止届	廃棄届	事故届	年 間 受渡届	その他 届 出
令 和 元 年 度	1,339	511	126	65	251	32	294	60
令 和 2 年 度	1,174	440	95	45	257	13	288	36
令 和 3 年 度	912	181	118	51	200	21	290	51
麻薬および向精神薬取締法	884	177	118	51	192	20	287	39
覚 醒 剤 取 締 法	25	3	-	-	8	1	2	11
大 麻 取 締 法	3	1	-	-	-	-	1	1

(3) 献血

当市では，北海道赤十字血液センター函館事業所の協力のもと，献血の普及啓発活動を行っている。

夏は7月を「愛の血液助け合い運動」月間と位置づけ，街頭献血，冬は「はたちの献血キャンペーン」と称し，成人祭での広告を含む啓蒙活動に努めている。

また，当市内における令和3年度の献血実績は次のとおりである。

表6 献血実績(令和3年度)

区 分	計 画		実 績		達成率 (換算)
	200ml 献血(本)	400ml 献血(本)	200ml 献血(本)	400ml 献血(本)	
献血バス	324	7,552	373	8,568	113.5

※血液センター採血施設は平成31年1月末で閉設

(4) 薬物乱用防止に関する広報・啓発活動

例年「ダメ。ゼッタイ。」普及運動のヤング街頭キャンペーンにおいて，北海道薬物乱用防止指導員等が中心となり，ヤングボランティア等の協力により，啓発用ティッシュ等の配布を行っているが，令和3年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から中止となった。

5 衛生試験所の業務

衛生試験所は、各種検査・研究を通じ、保健および衛生の向上を図る目的で設立され、次の2部門に分かれ業務を行っている。

- ・微生物担当…腸管系病原菌，水質細菌，食品細菌検査等
- ・理化学担当…食品添加物，農薬検査等

令和3年度の検査実績は次のとおりである。

表1 検査実績(令和3年度)

区分	種別	件数	区分	種別	件数	
細菌	腸管系病原菌等	腸内感染症病原菌	2,273	食品検査	成分規格(牛乳および加工乳)	29
		腸管出血性大腸菌	2,200		“(乳製品)	3
		その他の病原菌	-		“(清涼飲料品)	-
		ふん便寄生虫卵	1,005		器具および容器包装	-
細菌	水質細菌	飲料水細菌	-	食品検査	食品添加物(定性)	4
		一般細菌数	-		“(定量)	104
		大腸菌群数	1		有害成分	1
		腸管出血性大腸菌	-		金属類	13
		大腸菌群最確数	-		水素イオン濃度	6
		レジオネラ属菌	1		一般成分	40
		農薬	28			
検査	食品細菌	一般細菌数	123	食品検査	家庭用品	12
		大腸菌群数	111		放射能	42
		その他の細菌	203		有機水銀	-
		腸管出血性大腸菌	28		小計	282
		大腸菌群最確数	3		総計	25,507
		顕微鏡検査	-			
		特殊なもの	8			
検査	ノロウイルス検査		33			
	新型コロナウイルス検査		18,137			
	新型コロナウイルス変異株検査		1,099			
	小計		25,225			

